



2023年1月30日

各位

会社名 栄研化学株式会社
代表者名 代表執行役社長 納富 継宣
(コード:4549 東証プライム)
問合せ先 専務執行役
経営管理統括部長 渡 一
(TEL. 03-5846-3379)

譲渡制限付株式報酬（従業員向け）としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年1月30日の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年3月31日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 67,811株（注）
(3) 処 分 価 額	1株につき1,642円
(4) 処 分 総 額	111,345,662円（注）
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社従業員 135名 67,811株 なお、各当社従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の対象となり得る最大人数である当社従業員135名へ、当社が定める従業員等級に応じて規定する1名あたりの付与株式数（室長：1,218株（最大8名）、部長：609株（最大48名）、課長：365株（最大79名））を付与するものと仮定して計算しています。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年11月18日開催の報酬委員会において、当社取締役及び執行役に対する役員報酬制度の見直しに伴い譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、同時に、幹部社員（以下「対象従業員」といいます。）に対しても、より一層のモチベーション向上を目的として、本制度を導入することを決定いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度導入の目的等】

当社グループは、2022年4月、事業を取り巻く環境変化に対応するとともに、サステナビリティ経営の視点を取り込んだ経営構想「EIKEN ROAD MAP 2030」を策定しております。本制度は、本経営構想を着実に実現させるべく掲げたスローガン「Beyond the Field ~ Team × Challenge ~」の体現^(注)と中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）の達成に向けて、役員・従業員が一丸となって、株主価値の共有と中長期的な企業価値の向上を強く意識して取り組むために、インセンティブを明確にすることを目的としております。

(注) 従業員一人ひとりがそれぞれの能力を高め自らが活躍できる領域を広げていくこと、その高めた個の力を、領域を超えて結集しチームでチャレンジすることで新しい可能性を生み出すこと、そして、現在の事業領域から一歩踏み出し、医療のプロセスにイノベーションを起こし、検査の未来を創っていくことを目指す。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が対象従業員に支給する金銭債権の全部を対象従業員が現物出資財産として払込むことにより、当社が対象従業員に対して当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を割り当て、かつ、割り当てた株式に譲渡制限を付する譲渡制限付株式報酬制度であります。なお、各対象従業員に対する金銭債権の額は、その支給時の職位に応じ、決定します。また、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

上記金銭債権は、各対象従業員が、割当株式の引受を希望して上記現物出資に同意していること、及び、当社との間で概要下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結していることを条件として支給いたします。本自己株式処分に当たっては、割当予定先である対象従業員135名に対して金銭債権合計111,345,662円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式67,811株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を2年2か月としております。

なお、本制度は、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本自己株式処分により、当社従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する本割当対象者に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、当該本割当対象者に対して本金銭債権は支給されません。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2023年3月31日～2025年6月1日

譲渡制限付株式の割当を受けた対象従業員は、上記期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を行うことができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が2023年4月1日から2025年3月31日までの期間（以下「対象勤務期間」という。）中、継続して、当社又は当社子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、対象従業員の職位に係る条件（以下「職位条件」という。）に応じて、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

対象勤務期間中に、対象従業員が、定年（定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了と読み替える）、役員就任、その他の正当な事由（対象従業員の自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により当社又は当社子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位をも退職した場合には、職位条件に応じて、本割当株式の全部または一部について、当該退職の直後の時点又は2023年7月1日の到来のいずれか遅い時点で、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が死亡により退職した場合には、解除する株式数は0株とする。なお、2023年6月30日までは、本割当契約にある全ての解除条件にかかわらず譲渡制限は解除されない。

【職位条件】

譲渡制限が解除される株式数は、対象従業員の職位に基づき、次の算式によって計算した結果得られる数とする（ただし、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）。

1. 対象勤務期間中において、下表に定める職位別解除株式数について、対象勤務期間開始時点の職位（以下「当初職位」という。）に対応した職位別解除株式数（以下「基準解除株式数」という。）から減少する職位の変更が含まれていない場合
譲渡制限解除株式数 = 基準解除株式数 × (勤務期間/24)

2. 対象勤務期間中において、下表に定める職位別解除株式数について、基準解除株式数から減少する職位の変更が含まれている場合

$$\text{譲渡制限解除株式数} = A + B$$

A = 基準解除株式数 × (当初職位 (下表に定める職位別解除株式数が当初職位と同じ職位を含む。)) による勤務期間/24)

B = 当初職位以外の職位 (下表に定める職位別解除株式数が当初職位と異なる職位に限る。) に対応した職位別解除株式数 × (当該職位による勤務期間/24)

なお、勤務期間は対象勤務期間開始日を含む月から起算する。

職位	職位別解除株式数
室長	1,218 株
部長	609 株
課長	365 株

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記 (2) で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会 (ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会) で承認された場合 (ただし、当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。) には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が 2023 年 7 月 1 日の到来時点よりも前の時点である場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先である対象従業員に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年1月27日 (取締役会決議日の前営業日) の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,642円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、かつ対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上